

### 第33回高山市農業委員会議事録

会議の日時 令和5年2月24日（金） 午後1時30分より

会議の場所 清見支所 3階大会議室

会議に附した議案題目

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 |        | 議事録署名者の指名について                             |
| 日程第 2 |        | 会期の決定について                                 |
| 日程第 3 | 報第51号  | 農地所有適格法人の報告等について                          |
| 日程第 4 | 報第52号  | 農地法の規定に基づく許可処分の取消しについて                    |
| 日程第 5 | 報第53号  | 農地法の規定に基づく許可処分の取下げについて                    |
| 日程第 6 | 報第54号  | 地籍調査事業の成果による地目変更について                      |
| 日程第 7 | 議第279号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について                   |
| 日程第 8 | 議第280号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について       |
| 日程第 9 | 議第281号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第10 | 議第282号 | 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について           |
| 日程第11 | 議第283号 | 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について                 |
| 日程第12 | 議第284号 | 農用地利用集積計画の決定について                          |
| 日程第13 | 議第285号 | 農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について                |
| 日程第14 | 議第286号 | 農用地利用配分計画(案)について                          |

日程第15 議第287号 農用地利用配分計画[権利移転](案)について

日程第16 議第288号 農地所有適格法人の適格者証明について

○本日会議に出席した委員（議席順）

森田高見、上堀昌也、村上博、垣内常宏、下小屋昇、小井戸寿尚、白畑功詞、小坂治重、平井浩成、清水直喜、牛丸和久、野尻真人、村上真由美、内木建治、挾間廣一、鴻巣明久、船坂敏幸、田中君代、川上富之

○本日会議に欠席した委員

○本日会議に出席した職員等

事務局次長：水橋靖、畜産課長：本山秀治、農地主事：船坂康博  
書記：小洞雅喜、植杉祐貴、農地相談員：木戸脇良昭、  
飛騨農林事務所農業普及課：深井雅己

職務代理	<p>ただいまより第33回高山市農業委員会を開催いたします。 本日の出席委員は、19名中19名全員の出席があり農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。 それでは、会長より挨拶をいただきます。</p>
会長	<p>皆さん、ご苦労様です。 さて、新聞等で報道されていますがロシアによるウクライナ侵攻も今日で一年になり先行きが見えず不安ばかりの状況が続いています。一日も早い終戦を願うばかりです。 一方で高山市の観光客は前年比58%増との記事があり、感染も減りはじめ、徐々にコロナ前に戻りつつあると感じております。 話は変わりますが、昨日22日に開催された市の就農支援協議会で研修希望者との面談があり、ハウレン草経営を目指す女性で資金の一部をクラウドファンディングで募るという方とお会いしました。時代とともに経営方針も変わりつつあると強く感じました。</p>

そして、皆さんご承知のとおり今年の7月に農業委員の改選があります。

委員会組織の安定した活動面等を踏まえ、出来れば3期程度を任期とされるよう一考願えればと思います。

本日、林事務局長が欠席されていますが、飛騨牛のPR・トップセールスを目的として高山市長、JA組合長らとともに香港へ出張されたとのことで、更なる販売促進を期待するものです。

本日の総会・協議会をスムーズな審議で終了されますようお願いし、挨拶とさせていただきます。

職務代理

ありがとうございました。

それでは日程に従い、ただいまから議事に移ります。

会長が議長を務め、進行いただきます。

議長

日程第1 議事録署名者の指名について を議題とします。

議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議がありませんので、指名をさせていただきます。

議席番号 17番 船坂委員と18番 田中委員を指名します。

議長

日程第2 会期の決定について を議題とします。

会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。

日程第3 報第51号 農地所有適格法人の報告等について を議題とします。

事務局の説明を願います。

船 坂 農地主事	<p>今回は59法人のうち4法人について報告します。 農地所有適格法人につきましては、4つの要件がございまして、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①法人形態</li> <li>②事業要件</li> <li>③構成員・議決権要件</li> <li>④役員要件</li> </ul> <p>について、報告を受けた資料により総合的に確認しております。 (各案件について、法人の所在地区、法人形態、認定農業者等の有無、農地の耕種面積、経営状況を説明) 4件について報告いたします。</p>
議 長	<p>以上、報告のとおり確認しました。</p> <p>続きまして、日程第4 報第52号 農地法の規定に基づく許可処分の取消しについて を議題とします。 事務局の報告を願います。</p>
植 杉 書 記	<p>今回は、1件の報告です。 (取り消す許可の種類と時期、取消理由を説明) 以上 1件の報告をさせていただきます。</p>
議 長	<p>以上、報告のとおり確認しました。</p> <p>続きまして、日程第5 報第53号 農地法の規定に基づく許可処分の取下げについて を議題とします。 事務局の報告を願います。</p>
植 杉 書 記	<p>今回は、2件の報告です。 (取り下げる許可の種類と時期、取消理由を説明) 以上 2件の報告をさせていただきます。</p>
議 長	<p>以上、報告のとおり確認しました。</p> <p>続きまして、日程第6 報第54号 地籍調査事業の成果による地目変更について を議題とします。 担当者からの説明をお願いいたします。</p>

丹生川支所 丹生川町折敷地地内で行われた地籍調査事業について報告しま  
中田係長 す。対象の地区内には登記上農地が3筆あり、今回の調査を受けて  
それぞれ現況にあわせて、地目と地積を変更します。  
(変更前後の地目、地積を説明)

以上 報告とさせていただきます。

議長 以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第7 議第279号 農地法第3条の規定によ  
る権利移動の許可について を議題とします。  
事務局の説明をお願いします。

植杉書記 今回は、4件の上程です。

それでは農地法3条の申請の説明に移ります。

本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各  
号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満た  
しております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても  
申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し地  
目、面積、権利取得理由、使用貸借・売買・交換の別、貸借にあつ  
ては存続期間を説明)

以上、4件 田畑 10筆 4,509.00 m<sup>2</sup>についてご審議をお願い  
いたします。

議長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(意見なし)

議長 異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可につ  
いては許可することと決定します。

続きまして、日程第8 議第280号 農地法第4条の規定によ

る使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題と  
します。

事務局の説明をお願いします。

植 杉 書 記

今回は、5件の上程です。

最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地  
区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3  
種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判  
断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一  
般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告を  
いたします。

(案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地  
目、面積、転用目的を説明)

以上、5件 田 畑11筆 4,706.00 m<sup>2</sup>についてご審議をお願い  
いたします。

議 長

ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可  
申請に意見を付する件については許可相当として意見を付するこ  
とに決定します

続きまして、日程第9 議第281号 農地法第5条の規定によ  
る権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件につい  
て を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

植 杉 書 記

今回は、16件の上程です。

当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いず  
れも問題ないことを確認しておりますので報告いたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、  
地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を

求める旨を説明)

以上、16件 田畑 30筆 9,315.23㎡についてご審議をお願いします。

議 長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第10 議第282号 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について を議題とします。  
事務局の説明をお願いします。

植杉書記 今回は、4件の上程です。

(案件について、下線表示している計画の変更内容を説明)

以上4件について、ご審議をお願いします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します。

議 長 続きまして、日程第11 議第283号 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について を議題とします。  
事務局の説明をお願いします。

植杉書記 今回は、3件の上程です。

非農地証明は、農地法に規定された農地または、採草放牧地でない土地であることの証明を行うもので、非農地となってから20年以上経過しており、証明書は公的機関による家屋登記簿や課税証明等です。

(案件について、スライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し、認定を求める地目、面積、確認した証明書の種類と記載されている年を説明)

以上3件、ご審議をお願いします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、現況農地でないものの証明願に意見を付する件については、許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第12 議第284号 農地利用集積計画の決定について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

小洞書記 本日は14件の上程です。当申請については農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件に該当しております。

(各案件について(受人ごとに)認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付け予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあっては存続期間及び新規・更新の別を説明。)

以上、田畑75筆 56,961.00 m<sup>2</sup>についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農用地利用集積計画の決定については、承認と

いたします。

続きまして、日程第13 議第285号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について を議題とします。事務局の説明をお願いします。

小 洞 書 記

本日は6件についての上程です。  
農地中間管理機構である借人は 貸付候補農用地等リストに基づき  
田 畑 現況農地の土地等 9筆 13,319.00 m<sup>2</sup>について、新規使用及び賃貸借権を設定するものです。  
以上ご審議をお願いします。

議 長

ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について、承認とします。

続きまして、日程第14 議第286号 農用地利用配分計画（案）について を議題とします。事務局の説明をお願いします。

小 洞 書 記

今回は9件についての上程です。  
(受人ごとに認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付  
予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあつては存続期間を説明)

以上、9件についてご審議をお願いいたします。

議 長

ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、農用地利用配分計画（案）について、承認とします。

続きまして日程第15 議第287号 農地利用配分計画〔権利移転〕（案）について を議題とします。

事務局の説明を願います。

小 洞 書 記

8件についての上程です。

(受人ごとに認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付  
予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあつては存続期  
間を説明)

以上、8件についてご審議をお願いいたします。

議

長

ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議

長

他に異議なしと認め、農地利用配分計画〔権利移転〕(案)につ  
いて、承認とします。

続きまして、日程第16 議第288号 農地所有適格法人の  
適格者証明について を議題とします。

事務局の説明を願います。

船 坂  
農 地 主 事

今回は、1件の上程です。

農地法第2条の規定により、農地所有適格法人の判断基準があ  
り、4つの要件をすべて備えた時点で農地所有適格法人となりま  
す。

農地所有適格法人とは、農地等の権利を取得することのできる法  
人で、

- ①法人形態要件
- ②事業要件
- ③構成員要件
- ④役員要件

のすべてを満たす法人のことです。なお、農業生産法人以外の法  
人については貸借方式で権利を取得することができます。

①法人形態要件の判断基準として法人形態を定款で確認したこ  
と

②事業要件の判断基準(売り上げの過半が農業部門)について、  
事業計画書により確認した農業部門の業務内容と全体に占める割

合

③構成員要件（構成員は農地等を提供した個人、農業に年間150日以上農業従事する者、地方公共団体、農業協同組合などに限る）について 構成員の内訳と人数、事業計画の従事日数で予定しているその年間従事日数

④役員要件（役員の過半は当該法人の農業の常時従事者であり、かつ、その過半が農作業に60日以上従事する）について 役員の人数、事業目論見書で確認した役員の農業従事日数、農地所有適格法人となる目的、今後の拡大予定面積とその作物名を説明  
以上、1件のご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めまして、農地所有適格法人の適格者証明について 承認とします。

議長 以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意見等ございませんか。

(発言なし)

それではこれもちまして、第33回高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時30分 終了

---

---

議 事 録 署 名 者

鴻巣 明久 議長

---

船坂 敏幸 委員

---

田中 君代 委員

---